

下水道は海や川をきれいにします

あなたは海や川を汚していませんか？
 あなたの家庭でくもったりま
 えのように捨てられている汚水は
 公共下水道に接続されております
 か？

- 東雲町1丁目・2丁目の一部
 - 沖見町2丁目の一部
 - 元町2丁目から5丁目の一部
- 土地所有者は受益者負担金が？

あの臭くて汚い留萌の副港も、
 下水道の普及で大腸菌群数などが
 大幅に減少されてきておりますが
 あれほど汚れ魚が住めなくなった
 原因は家庭から流れ込む生活雑排
 水が主なものです。

下水道の受益者負担金とは、公
 共下水道を計画的かつ早期に完成
 していくために、受益者に建設費
 の一部を負担していただく制度で
 す。受益者とは、下水道整備され
 たことにより、土地利用の有利性・
 利便性が増し、財産価値が上昇す
 る利益を受ける土地の所有者のこ
 とです。所有している土地が下水
 道処理区域になると、下水道に接
 続する、しないにかかわらず、受
 益者負担金がかかります。

明日の留萌を担う子供たちの大
 きな宝として海や川をきれいに残
 していくのは私たちに与えられた
 使命です。

一人ひとりがこの実態を認識さ
 れ汚さないようにするには、下水
 道への接続が不可欠となります。

下水道が完成しても、皆さんが
 利用しなければ、環境は良くなり
 ません。水洗化のできる地域の方
 は一日も早く下水道に接続し、住
 み良い留萌を作りましょう。

今年度新たに下水道に接続でき
 る区域は、次のとおりです。

- 南町1丁目・2丁目の一部
- 南町4丁目の一部

受益者負担金は、受益者の負担
 を軽減するために、5年間(年4
 回の5年納入「20回分割」)で支払
 っていただきます。

とつてもお得な前納報奨金

これを一括納入す
 ると前納報奨金が最
 高約12%払い戻しさ
 れます。
 例えば、300㎡(約
 91坪)の場合十五万
 三千円がかかります。
 この負担金額を一括
 (納期限7月31日ま
 で)納入しますと、
 最高で約12%、約一
 万八千六百円が払い戻しされます。
 (但し、個人名義の所有地に限り)

■ 指定工事店

(株)伊藤燃料機器	☎42-0933
北都建設工業(株)	☎42-1890
指川電設工業(株)	☎42-1835
新日興建設(有)	☎42-1601
(株)熱源	☎42-3081
(株)橋本水道工業	☎42-7019
(株)八子口	☎42-3311
(株)不二水道	☎42-1955
北興機械(株)	☎42-3615
(有)シバタ建設	☎49-5001
ハシノ産商設備	☎43-7892
(株)道央ハウジング	☎0125-24-0357
北川設備工業所	☎43-6234
(株)原田設備工業所	☎0166-33-8392
(有)伊藤設備	☎0125-24-2733
大建工業(株)	☎0166-60-5500
(株)キョウエイ	☎0166-50-2772
北日本設備(株)	☎0164-62-3592



補助金制度を設
 けて、皆さんの
 経済的負担を軽
 減しています。
 市役所下水道課
 又は指定工事店
 にご相談ください。

下水道使用料ってなに？

下水道を使用すると、水道料金
 と同じように毎月下水道使用料が
 がかかります。下水道使用料は下水
 道管の清掃や浄化センターの維持
 管理に使われます。

ご安心ください！

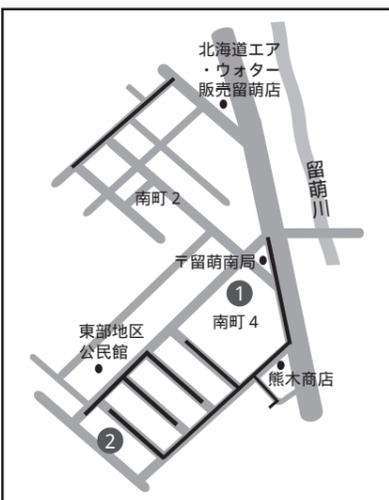
留萌浄化センターから発生する
 臭気について、昨年10月から12月
 にかけて調査をしました。結果
 敷地境界と発生源の臭気、放流水
 は、共に法律で決められた基準値
 内でした。



みなさん
 のご協力を！

今年の工事箇所はここです

平成18年度の下水道工事予定箇所は、下の地図に表示した場所となっています。工事期間中は、歩行者や車両の通行、騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、当初計画につき国道拡幅(国の事業)及び工法等の変更により施工箇所の変更があります。



悪質な訪問販売などにご注意を！

最近、全道的に下水道課職員を装うなどして、下水道管の点検、清掃、修繕などを行う業者が営業活動をしています。

- 下水道課では、宅地内の排水管の清掃等を業者に依頼や斡旋はしておりません。
- 流れが悪いと感じる場合は、まずは工事を施工した指定店にご相談して下さい。

- 1 南町4丁目 南町郵便局～セブンイレブン南町店～松本電装 地先
- 2 南町4丁目 市道南町9号通り～市道10号通り～市道11号通り～市道12号通り～市道13号通り
南町2丁目パークライフ シマダ～共済住宅 地先
- 3 元町2丁目 旧沖崎商店～元町5丁目 留萌橋 地先
- 4 元町2丁目 石川宅～北海道防疫燻蒸
- 5 明元町4・5丁目 市道南5丁目通り交差点～市道南山手通り交差点 地先
- 6 沖見町2丁目 旧サンゴルフ～浜本商店 地先

排水設備の管理責任は個人です

台所のごみや廃油を流さない

薬品やガソリンを流さない

オムツや水に溶けないティッシュペーパーを流さない

下水道に関するお問い合わせは、市役所下水道課まで
 ☎42-2049 (直通)

ディスポーザ(生ゴミ粉碎機)について

簡単に流し台に取付けし、生ゴミを細かく砕いて水と一緒に下水道管に流せますと販売されている「直接投入型(単体)ディスポーザ」は留萌市では使用できません。これを使用すると下水道管が詰まったり、硫化水素等(有毒ガス)の発生、浄化センターの汚泥量の増加等公共下水道の機能を阻害します。ただし、適合評価を受けた専用の排水処理設備付き「ディスポーザ排水処理システム」に限り専門の維持管理事業者と委託契約の締結を条件として留萌市でも認めております。排水設備設置申請の手続きが必要となりますのでご相談して下さい。